

土木学会平成29年度全国大会
研究討論会 研-23 資料

質の高いインフラ投資の実現に向けた ODA 事業の改善方策

| | | |
|-------|-------|-----------|
| 座 長 | 小澤 一雅 | 東京大学 |
| 話題提供者 | 奥村 康博 | 国土交通省 |
| | 金 哲太郎 | (独)国際協力機構 |
| | 傳 暁 | 大成建設(株) |
| | 林 幸伸 | 日本工営(株) |
| | 福本 勝司 | 大林道路(株) |

| | |
|-----|---------------------------|
| 日 時 | 平成29年9月13日(水) 13:00~15:00 |
| 場 所 | 九州大学伊都キャンパス |
| 教 室 | センター2号館 2404 |

建設マネジメント委員会

目 次

1. 趣旨説明 1
東京大学 小澤一雅
2. 話題提供者及び座長紹介 2
3. 国土交通省の海外インフラプロジェクト推進の取組について 5
国土交通省 奥村康博
4. 質の高いインフラ投資の実現に向けた ODA 事業の改善方策 7
(独)国際協力機構 金 哲太郎
5. ODA インフラ事業の課題とその背景 <建設会社の視点> 9
大成建設(株) 傳 暁
6. 海外建設工事における紛争の回避と早期解決に向けて11
－Dispute Board (紛争委員会) の活用－
日本工営(株) 林 幸伸
7. 質の高いインフラ投資の実現に向けた ODA 事業の改善方策13
大林道路(株) 福本 勝司

趣旨説明

東京大学工学系研究科 教授 小澤一雅

1. 背景と目的

ODA 事業を通して、発展途上国のインフラ整備を支援するとともに、建設技術の移転、現地の人材育成に寄与することは、国際社会の発展のために日本が果たさなければならない大きな役割であり、これらに貢献可能な本邦企業が長期的に質の高いインフラ事業の実現に関わることが肝要である。土木学会建設マネジメント委員会 ODA 活用小委員会は、平成 27 年 6 月に中間報告書を取り纏め、新たに 2 つの事業方式を提案している。事業方式や契約問題の観点から、質の高いインフラ投資の実現に向けた ODA 事業の改善方策について議論する。

2. ODA 活用小委員会中間報告書「長期的に質の高いインフラ投資の実現に向けて」

本小委員会では、過去の ODA 事業の不調・不落の原因究明を行い、現行の ODA 事業にどのような問題があるのかを探るとともに、建設マネジメント委員会でこれまでに実施されてきた国内外の入札契約制度に関する研究の蓄積、平成 22 年 3 月に取り纏められた提言書「インフラチームジャパンを世界へ！」とその後の検討結果に基づき、我が国の建設産業が ODA 事業を通して国際貢献をさらに進めるための方策を提案することとした。上記の目的を達成する方策として、包括的建設サービス (Wrap-up Construction Service (WCS)) 方式と包括的地域協定 (Wrap-up Regional Agreement (WRA)) 方式の 2 つの事業方式を提案している。WCS 方式は、プロジェクトの初期段階から施工のノウハウを持つ コントラクターから成る工事業者が事業に参画して、事業の最適化に向けて発注者と協働し、事業の完成まで発注者を支援する方式であり、WRA 方式は、事前に発注時期や発注量が明確でない工事の調達について、発注者が発注予定案件の総額や契約相手の決め方について、複数の業者とあらかじめ包括的に合意することで、継続したインフラ整備を可能にする方式である。

その後、平成 27 年 11 月 21 日に発表された「質の高いインフラパートナーシップ」に係る首相発表において、円借款の制度改善策の一つとして、WCS 方式を念頭に「質の高いインフラ」を実現するため、有償勘定技術支援により発注者への支援を実施すると述べられるとともに、国土交通省は同発表を受け、WCS 方式について諸外国の発注制度等との適合性の確認等を通じて、実地の適用を促進することを目的に「WCS 制度の展開に関する検討会」を立ち上げている。本小委員会は、平成 28 年 5 月から、国際協力機構からの委託を受け、円借款事業への WCS 方式の適用について具体的検討を行うとともに、現在は、適用に当たって必要となる契約図書の検討を開始している。

3. 論点

3. 1 質の高いインフラ投資の実現に向けて

- (1) 国土交通省の取り組み; 奥村康博 (国土交通省)
- (2) 国際協力機構の取り組み; 金 哲太郎 ((独)国際協力機構)

3. 2 ODA インフラ事業の課題とその背景

- (1) 建設会社の視点; 傳 暁 (大成建設株)
- (2) 建設コンサルタントの視点; 林 幸伸 (日本工営(株))

3. 3 質の高いインフラ投資の実現に向けた ODA インフラ事業の改善方策

- (1) 建設マネジメント委員会の活動と WCS 方式展開戦略; 福本勝司 (株大林道路)

話題提供者及び座長紹介



おくむら やすひろ

奥村 康博

1989年 3月 京都大学大学院工学研究科土木工学専攻修了

- 1989年 4月 建設省採用
- 2000年 4月 " 道路局地方道課市町村道室課長補佐
- 2002年 4月 国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長
- 2006年 4月 " 九州地方整備局企画部企画調整官
- 2007年 10月 神奈川県県土整備部参事
- 2009年 7月 国土交通省総合政策局国際建設推進室国際建設技術企画官
- 2011年 7月 " 道路局道路交通管理課高度道路交通システム推進室長
- 2014年 4月 長野県建設部長
- 2017年 4月 総合政策局海外プロジェクト推進課長



こん てつたろう

金 哲太郎

1998年 4月 一橋大学 法学部卒
2001年 12月 Columbia University, School of International Affairs (SIPA) Master of International Affairs

- 1998年 4月 海外経済協力基金 (OECF) 入社
- 1999年 10月 国際協力銀行 (JBIC) 入行 (組織統合に伴うもの)
スリランカ・バングラデシュ・ベトナムの国担当
- 2007年 7月 JBIC インド事務所駐在員
- 2008年 10月 国際協力機構 (JICA) 入構 (組織改編に伴うもの)、インド駐在員
- 2010年 7月 財務省国際局開発機関課へ出向 (ADB 担当)
- 2012年 7月 JICA 東南アジア大洋州部 四課 (ミャンマー担当) 企画役
- 2014年 8月 JICA 中東・欧州部 中東二課課長 (イラク、イラン、シリア、レバノン、GCC)
- 2017年 3月 JICA 企画部業務企画第二課長 (有償資金協力関連担当)



つたえ さとる
傳 暁

1987年 米国コーネル大学大学院修士課程修了
土木学会フェロー会員

- 1976年 大成建設株式会社入社
- 1984年 サウジアラビアにて建設工事勤務
- 1988 - 2000年 インドネシア、パキスタンにて建設工事勤務
- 2007年 国際支店土木部長
- 2011年 執行役員
- 2009 - 2014年 アルジェリアにて建設工事勤務
- 2015年 常務執行役員
国際支店副支店長



はやし ゆきのぶ
林 幸伸

- 1977年 日本工営株式会社 入社
一貫して海外プロジェクトの調査・計画・監理に携わり、特にプロジェクトマネジメント業務（コスト積算、工事工程計画、入札業務、契約管理業務）に多くの経験を有する。
これまでに滞在したプロジェクトの所在地はアジア、中東、アフリカ、中南米など20か国。
- 1999年 FIDIC レッドブックとイエローブックの日本語版発行（（旧）日本コンサルティングエンジニア協会（現在は海外コンサルタンツ協会）翻訳主査。
- 現在 日本工営株式会社コンサルタント海外事業本部 国際契約統括部長として、コンサルタント契約書ならびに工事契約書に関わる管理を担当。



ふくもと かつじ
福本 勝司

1983年 米国スタンフォード大学修士課程修了
土木学会フェロー会員

1974年 株式会社大林組入社
1983-1997年 米国建設工事勤務
2007年 執行役員
2009年 海外支店副支店長
2010年 常務執行役員
本社土木本部副本部長／海外支店副支店長
2017年 大林道路株式会社代表取締役社長

□ 土木学会 建設マネジメント委員会 ODA 活用小委員会 副委員長

【座長】



おざわ かずまさ
小澤 一雅

工学博士（東京大学）
土木学会フェロー会員

1987年 東京大学工学部土木工学科 助手
1991年 東京大学工学部土木工学科 講師
1992年 東京大学工学部土木工学科 助教授
1997年 建設省土木研究所建設マネジメント技術研究センター 主任研究員
2004年 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻 教授

□ 土木学会 建設マネジメント委員会 ODA 活用小委員会 委員長

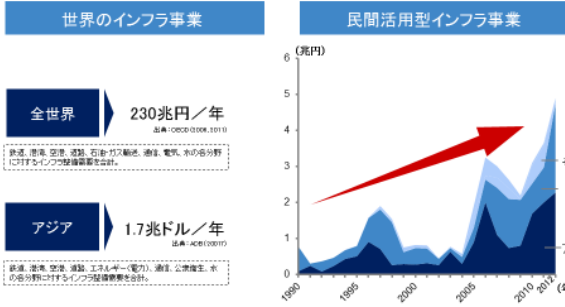
国土交通省の海外インフラプロジェクト推進の取組について

国土交通省総合政策局海外プロジェクト推進課長 奥村康博

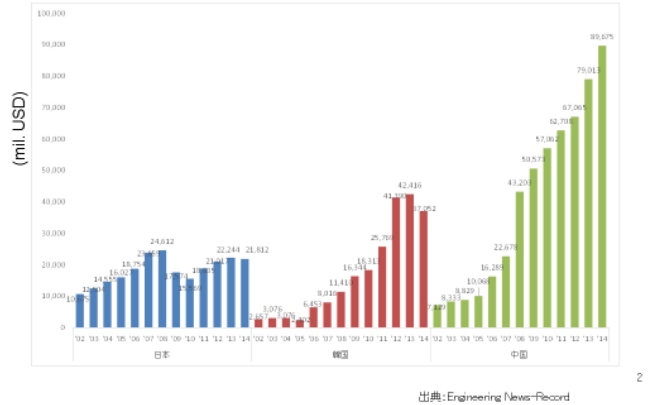
旺盛な世界のインフラ需要



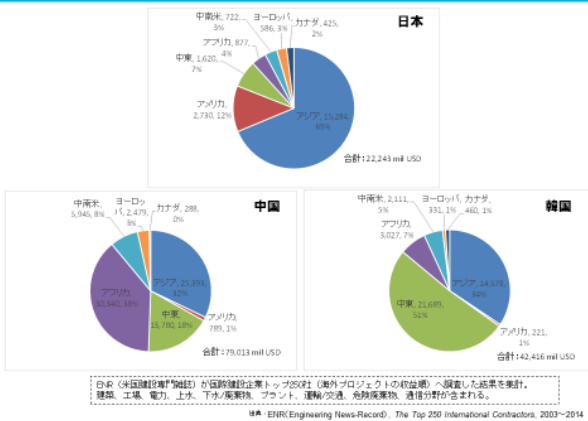
新興国をはじめ、世界のインフラ需要は膨大。中でも、民間の資金・ノウハウを活用する民間活用型が増加。



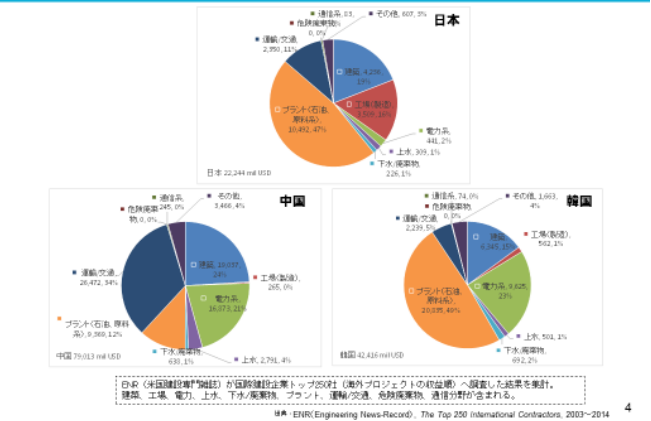
日・中・韓の海外受注実績推移



日・中・韓の海外受注実績 (地域別)



日・中・韓の海外受注実績 (事業分野別)



政府としての取組 (経協インフラ戦略会議)



海外経済協力会議 (OECD) の取組と日本経済再生本部での総理指示を踏まえ、平成25年3月に設置。同年5月には「インフラシステム輸出戦略」を決定。

(注) 我が国海外経済協力に関する重要事項を総合的に把握し、戦略的な海外経済協力への効果的な実施を図るため、平成18年4月の閣議決定に於ける(議決)内閣府大臣、主たる関係省庁(内閣府副大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣)、中核(官)10府(長)。

- 目的**
- 世界各地の現場で働く邦人の安全を最優先で確保しつつ、我が国企業の最先端インフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の確保確保を促進する。
 - 我が国海外経済協力に関する重要事項を重層的、戦略的・効果的な実施を図る。

構成員
内閣府副大臣 (議長)、副総理兼財務大臣、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)
(必要に応じ議長は、関係大臣及び経済産業局長の出席を要する)

開催実績

| | | |
|------|--------------|---|
| 第1回 | 平成25年 3月 12日 | モントレー |
| 第2回 | 4月 15日 | 中東・北アフリカ |
| 第3回 | 5月 8日 | 基本方針の決定 |
| 第4回 | 5月 17日 | ①東欧・アジア発展会議 (TICAD-V) ②インフラシステム輸出戦略 |
| 第5回 | 6月 12日 | 「日本方式」普及のためのODA活用 |
| 第6回 | 3月 26日 | インフラシステム輸出戦略フォローアップ |
| 第7回 | 11月 28日 | ASEAN諸国を会場 |
| 第8回 | 1月 21日 | インド |
| 第9回 | 3月 6日 | 東欧・外欧諸国による新インフラ輸出 |
| 第10回 | 4月 15日 | 北米及びこれまでの成果と今後の課題 |
| 第11回 | 6月 3日 | 欧米 |
| 第12回 | 7月 15日 | 中東 |
| 第13回 | 10月 2日 | モントレー (フォローアップ及び今後の展開) |
| 第14回 | 10月 17日 | ①ODA活用促進 ②ASEAN (東欧諸国)の現状と課題 |
| 第15回 | 平成27年 3月 22日 | 東京直轄の新たな文化 |
| 第16回 | 3月 22日 | 中東、北アフリカ |
| 第17回 | 4月 20日 | インドネシア |
| 第18回 | 4月 22日 | インフラシステム輸出戦略フォローアップ第3弾 |
| 第19回 | 6月 22日 | ①メキシコ ②建設業と製造業の協働戦略 |
| 第20回 | 10月 3日 | 中東・アジア |
| 第21回 | 12月 9日 | 東欧・北アフリカ・パートナーシップフォローアップ |
| 第22回 | 12月 3日 | インド (フォローアップ及び今後の展開) |
| 第23回 | 2月 28日 | 東欧諸国 |
| 第24回 | 5月 22日 | インフラシステム輸出戦略フォローアップ第4弾 |
| 第25回 | 7月 17日 | 東欧・アジア・中東 (TICAD-V) と今後のアジア カダフル、多岐にわたる海外経済協力の推進、国際的な 事業安全推進会議) の開催 |
| 第26回 | 8月 14日 | ASEAN次会 (国際的な事業安全推進会議) の開催 |
| 第27回 | 11月 14日 | 東欧・アジア・中東・フォローアップ |
| 第28回 | 12月 20日 | 東欧諸国 |
| 第29回 | 平成29年 3月 1日 | 野田 |
| 第30回 | 3月 1日 | インフラシステム輸出戦略フォローアップ第5弾 |
| 第31回 | 7月 5日 | 北米 |

インフラ海外展開に関する政府方針 (「インフラシステム輸出戦略」のボーン) 国土交通省

- 「インフラシステム輸出戦略」は政府の基本的政策をまとめたもの(「日本再興戦略」の一部)
- 地域別取組方針によって、ASEANから世界に展開して行く方向を示している
- 「5本の柱」などあらゆる施策を動員して30兆円(2020年)の市場を獲得するとしている

| | |
|--|---|
| 地域別取組方針 ASEAN 「総額に達しない、商けられない市場」。「FULLEXPLORE」がキーワード。 ▶ さらなる分野におけるインフラ輸出の拡大 ▶ サブプライマリの確保による本邦基盤企業の充実 南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米 大きな成長市場。地理的・文化的要因もあって資源・投資・インフラ輸出の相乗効果が期待されている。 ▶ インフラ分野では競合国を先んじて重要な案件の受注を奪取るべく、集中的に取り組む。 | 1. 企業のグローバル競争力強化に向けた官民連携の推進 ・官民連携プラットフォーム ・経済力の増強(国際政策実現のための有効活用) ⇒ 官民連携事業: 技術協力: 無償資金協力: 内債協力: 公的金融 ・官民連携体制の強化 ・官民連携の推進 |
| | 2. 中小・中堅企業及び地方自治体への支援、人材育成 ・中小・中堅企業及び地方自治体の海外展開 ・グローバル人材の育成及び人的ネットワーク構築 |
| | 3. 先進的な技術・知見等を活かした国際標準の獲得 ・国際標準の獲得、国際標準の強化 ・産業技術の海外展開促進 ・最先端技術の推進 |
| | 4. 新たなプロトタイプとなるインフラ分野 (医療分野・農業分野・宇宙分野・防災・海洋インフラ・エコシティ・スマートモビリティ等) |
| | 5. 5本の柱 ① 企業 ② 中小・中堅企業及び地方自治体への支援、人材育成 ③ 先進的な技術・知見等を活かした国際標準の獲得 ④ 新たなプロトタイプとなるインフラ分野 ⑤ 官民連携体制の強化 |

(注) 本戦略会議は、インフラシステム輸出戦略(07.6.27)に基づき

国土交通省によるインフラシステム海外展開の推進

- 世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むことにより、我が国の経済成長につなげていく。
- インフラシステム海外展開を強力に推進、(2020年に30兆円(2010年:約10兆円)の受注を目指す)

「川上」からの参画・情報発信

官民一体となったトップセールスの展開や案件形成等の推進、情報発信の強化

- ▶トップセールス、相手国政府とのハイレベル協議、相手国要人の招聘等
- ▶官民連携による案件形成、海外PPP協議会の開催等
- ▶国際会議の機会等を活用した情報発信



平成28年12月 石井大臣によるインドネシアバス公社参事 親善使節を大連での会談

ビジネスリスク軽減

インフラシステム海外展開/海外進出を行う我が国企業支援

- ▶企業の事業リスク軽減のための支援:
 - ・(株)海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)の活用(借入金等)
 - ・ビジネストラブルの解決支援:
 - ▶海外建築・安全対策ホットラインの設置
 - ▶二国間対話等



平成29年10月 JOIN設立

ソフトインフラの展開と人材育成

国際標準化の推進、制度整備支援、相手国人材の育成等

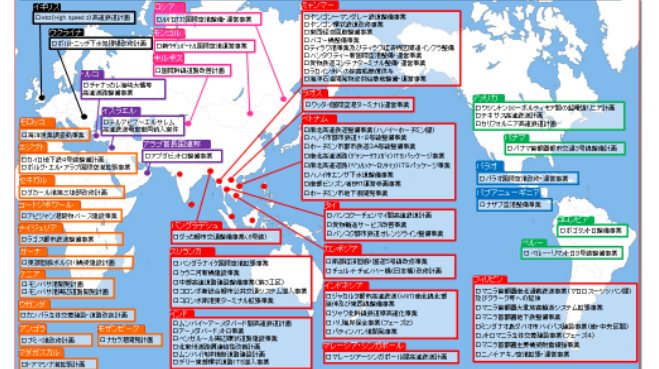
- ▶国際機関・標準化団体へ参画
- ▶相手国の制度整備支援:
 - ・セミナー・研修開催、専門家派遣等
- ▶相手国人材の育成支援



平成28年9~11月 ICA研修(下水処理施設) 都市計画コース

今後3~4年間に注視すべき主要プロジェクト

- 世界のインフラプロジェクトについて、今後3~4年間に注視すべき76のプロジェクトを選定。



(※)国別の取組方針について、最新の政治経済情勢等を踏まえて、アップデートし、主要プロジェクトを6から76に拡充。
「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画2017」(平成29年3月30日)に記載の案件を掲載。

国土交通省インフラシステム海外展開行動計画2017

「行動計画の概要(抜粋)」
取組全体の「インフラシステム輸出戦略」を前掲「国土交通省海外展開の取組み」を踏まえて、海外展開の更なる拡大に向けて重要な点を明確化。

「行動計画の17の改定ポイント」
国際的取組方針について、最新の政治経済情勢や、関係民間企業の意見を踏まえて、アップデート。主要プロジェクトを6から76に拡充。

重点1: 競合国に対する取組方針の我が国の競争力の強化

- 我が国の強み、競合力の変更を強調
 - ▶ 豊富な経験、競争 実績の少くともこの
 - ▶ 信頼性、高いプロフェッショナルスキルとコストと納期、施工時の環境・安全面への配慮、人材育成や技術支援、制度整備支援、健全なファイナンスシステムといった強みを含む競争力の強化
- 競争力強化の取組
 - ▶ 企業向けには、官民連携による強み
 - ▶ プロフェッショナルの取組によるアピール
 - ▶ 競争力の強化に際しては、日本の強みを生かす取組に力を入れる
 - ▶ 日本企業は、海外展開の取組に積極的な取組を推進
- スピード面での対応力強化
 - ▶ 政府の取組(海外展開)の取組を最大限活用した事業のスピードアップ
 - ▶ 官民連携による取組により、日本企業が参加しやすい環境を整備、事業の成功に力を入れる
 - ▶ 国土交通省による相手国の取組に力を入れる取組を推進

重点2: インフラシステム海外展開の推進体制の強化

- インフラ海外展開推進ワーキングの強化
 - ▶ 建設、案件形成のための官民連携の取組を推進し、金融機関との連携、PPP等による取組の推進
 - ▶ 官民連携による取組の推進体制の強化
 - ▶ 官民連携による取組の推進体制の強化
- 官民連携による取組の推進体制の強化
 - ▶ 官民連携による取組の推進体制の強化
 - ▶ 官民連携による取組の推進体制の強化

重点3: インフラシステム海外展開における取組の強化

- 事例(国別)は、海外展開の取組に力を入れる取組を推進
- 事例(国別)は、海外展開の取組に力を入れる取組を推進
- 事例(国別)は、海外展開の取組に力を入れる取組を推進

重点4: 新規参入等も活用、柔軟なインフラ海外展開に向けた取組

- IoT、AI、センサー等の先端技術の活用やビッグデータ、モバイルデータの活用等の取組を取り込んだインフラ海外展開
- IoT、AI、センサー等の先端技術の活用やビッグデータ、モバイルデータの活用等の取組を取り込んだインフラ海外展開
- IoT、AI、センサー等の先端技術の活用やビッグデータ、モバイルデータの活用等の取組を取り込んだインフラ海外展開

重点5: 建設・運用・保守の取組の強化

- 建設・運用・保守の取組の強化
- 建設・運用・保守の取組の強化
- 建設・運用・保守の取組の強化

重点6: 建設・運用・保守の取組の強化

- 建設・運用・保守の取組の強化
- 建設・運用・保守の取組の強化
- 建設・運用・保守の取組の強化

(株)海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(株)海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)は、我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用し、我が国事業者とともに海外の交通インフラ・都市開発事業を行う現地事業者に出資し、ハンズオン支援を行う。(平成26年10月20日設立)

(Japan Overseas Infrastructure Investment Corporation for Transport and Urban Development: 特約JOIN)

《設立の背景》

- 新興国をはじめ、世界のインフラ事業の需要は拡大。
- 民間の資金とノウハウを期待する民間活用型が増加。
- 交通や都市開発のプロジェクトは、長期にわたる整備、運営段階の需要リスク、現地政府の影響といった特性があるため、民間には参入が困難。
- インフラシステム輸出戦略等、政府の方針に位置づけ。

《取組方針》

- インフラシステム輸出戦略(平成26年10月20日) 建設・運用・保守
- インフラシステム輸出戦略(平成26年10月20日) 建設・運用・保守
- インフラシステム輸出戦略(平成26年10月20日) 建設・運用・保守

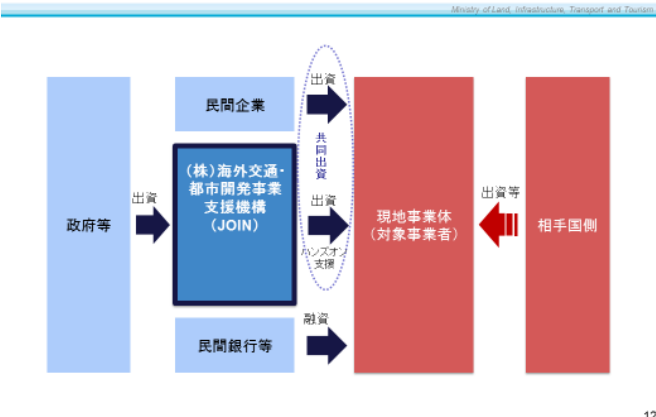
《支援の効果》

- 海外市場への参入により世界の成長を取り込む
- 事業運営への参画により関連産業の受注機会を拡大する
- インフラ整備により日本企業の海外事業機能を改善する

我が国経済の持続的な成長に寄与

(参考)これまでの支援決定案件
①「ナム・チン」バスシステム整備・運営事業(平成28年10月16日既約)、②「ナム・チン」バスシステム整備・運営事業(平成27年11月16日既約)、③「ナム・チン」バスシステム整備・運営事業(平成27年11月16日既約)、④「ナム・チン」バスシステム整備・運営事業(平成27年11月16日既約)、⑤「ナム・チン」バスシステム整備・運営事業(平成27年11月16日既約)、⑥「ナム・チン」バスシステム整備・運営事業(平成27年11月16日既約)、⑦「ナム・チン」バスシステム整備・運営事業(平成27年11月16日既約)、⑧「ナム・チン」バスシステム整備・運営事業(平成27年11月16日既約)、⑨「ナム・チン」バスシステム整備・運営事業(平成27年11月16日既約)、⑩「ナム・チン」バスシステム整備・運営事業(平成27年11月16日既約)

JOINの事業スキーム



質の高いインフラ投資の実現に向けた ODA 事業の改善方策

国際協力機構企画部企画二課長 金 哲太郎

質の高いインフラ投資の実現に向けた ODA 事業の改善方策

2017年9月13日

企画部 金(こん) 哲太郎

JICA 独立行政法人 国際協力機構

1. インフラ輸出戦略と JICA ② 質の高いインフラパートナーシップ

- 2015年5月開催「第21回国際交流会議 アジアの未来」にて安倍総理により「質の高いインフラパートナーシップ」を支える4本の柱が公表。
- 2015年11月の ASEAN ビジネス投資サミットにて「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップとして、2016年5月には伊勢志摩サミットにおいて「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」として、安倍総理より円借款、海外投融資等の制度改善策が発表。

| 「質の高いインフラパートナーシップ」を支える4本の柱 | |
|----------------------------|------------------------------|
| 第一の柱 | 日本の経済協カツールを総動員した支援量の拡大・迅速化 |
| 第二の柱 | 日本とADBのコラボレーション |
| 第三の柱 | JBICの機能強化等によるリスク・マネーの供給増 |
| 第四の柱 | 「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダードとしての定着 |

| 円借款・海外投融資に係る主な施策 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ アジアを始めとする全世界向けの支援の増加 ■ 円借款・海外投融資の迅速化 ■ ドル建て借款の取扱及び外貨返済型円借款の活用拡大 ■ サブ・ソブリン円借款における新たな対応(政府保証の例外的免除) |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ ADBとの業務協働 ■ 2015年12月17日にADBとJICAは具体的な連携枠組みにかかる覚書を締結。 ■ 主な内容は以下の通り。 ■ PPP等民間インフラ案件支援のための信託基金創設(2016年3月30日に信託基金設立契約を締結) ■ 公共インフラ整備促進のための開発途上国政府向け協賛融資枠組み |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 日本のインフラ技術の普及 ■ 途上国から視察団・研修員を積極的に受け入れ(技術協力)、日本の優れたインフラ技術をグローバルに普及 ■ 質の高いインフラ投資のモデルケースとしてJICAのインフラ案件を世界に発信(政府は「質の高いインフラ投資事例集」を作成し、世界中の国々と共有) |

2. 円借款の活用

- **近年導入された新たな円借款スキーム: 新たなスキームの導入により支援の幅を拡充**
- (1) ドル建て借款、外貨返済型円借款**
 - ・ドル建て借款: 借款においてドル建て融資を実施するもの。
 - ・外貨返済型円借款: 貸付完了済みの円借款債務を円建てから米ドル建てに転換できるオプションを借入人に付与するもの。
 - (2) ハイスペック借款**
 - 「質の高いインフラ」を推進すると特に認められる案件に対し、譲許性の高い借款を供与するもの。
 - (3) サブ・ソブリン円借款**
 - 途上国の政府機関や地方公共団体等のサブ・ソブリン主体に対して円借款を直接供与するに当たり、政府保証の例外的な免除を行うもの。
 - (4) Equity Back Finance (EBF) 円借款**
 - 本邦企業、及び、途上国政府・国営企業等が出資をするインフラ整備事業等に対して、途上国側の出資金のバックファイナンスとして円借款を供与するもの。
 - (5) Viability Gap Funding (VGF) 円借款**
 - 途上国政府が実施するPPPインフラ事業に対して、原則として日本企業が出資する場合に、途上国政府による事業の採算補填(VGF)の原資を貸し付けるもの。
 - (6) PPPインフラ信用補完スタンド・バイ円借款**
 - 途上国政府がオフテイク契約の履行保証や短期の流動性供給に必要な資金を確保するために、同政府の要請に基づき当該資金を貸付け、PPPインフラ事業を促進するもの。
 - (7) セクター・プロジェクト・ローン**
 - 同一セクター等の複数の個別案件に対して、包括的に円借款を供与し、事業実施の迅速化・効率化を図るもの。

1. インフラ輸出戦略と JICA ① 未来投資戦略/インフラ輸出戦略

- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」(骨太方針)や、「未来投資戦略」(平成29年6月9日決定)において、「インフラシステム輸出戦略」(平成29年5月改訂)の推進が位置付けられている。
- 「インフラシステム輸出戦略」(次ページ参照)には、JICAの施策が多数記載されていることが特徴。

「骨太方針」抜粋

第2 成長と分業の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

2. 成長戦略の加速等

(6) 海外の成長市場との連携強化

② 戦略的な輸出・観光促進

新興国の経済発展に対応し、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の推進や、電力、鉄道、情報通信・システムなどの主要産業・重要分野の海外展開戦略の策定、インフラ整備の最上流からの競争や国際競争力の促進、案件形成から完工後の運営・維持管理まで一貫した、企業が積極的に実施できる制度・措置の創設など、「インフラシステム輸出戦略」を推進し、アジア地域を含む世界全体の成長のためのインフラ整備を図る。

「未来投資戦略」抜粋

第2 具体的な事業

四 海外の成長市場の取り込み

(2) 新たに開拓すべき具体的施策

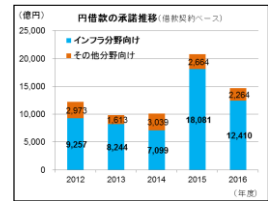
1) 我が国企業の国際展開支援

① インフラシステム輸出の拡大

・インフラシステム輸出による経済成長の実現とともに我が国企業の競争力強化のため、将来にわたり勝ち続けるインフラシステム輸出を目指す。他の競合国と差別化を図るべく、「インフラシステム輸出戦略」(平成29年度改訂版) (平成29年5月29日経路インフラ輸出戦略会議決定)における重点施策を、対外対策を衣行及び対外関係に十分配慮の上、官民一体となって推進する。また、「自由で開かれたインド太平洋戦略」

2. 円借款の活用

- インフラシステム輸出の観点から円借款は有力なツール。
- インフラ分野(運輸交通や電力等)向けの円借款の案件形成を強化。(インフラ分野向け新規円借款承諾額は2年連続で1兆円を超える規模。)
- タイド案件の円借款(STEP)もインフラ輸出の観点から重要。今後引き続き活用していくためには、相手国ニーズに基づく Demand Oriented な案件形成、相手国の理解を得ることが不可欠。(応札者の不足が案件進捗や将来のSTEP案件形成上の障害となる例も。)



STEP(本邦技術活用条件)

我が国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて我が国の「見える経済」を促進するため創設された円借款制度。

【対象国】LDC・中進国以外(OECDルール)

【実行供与条件】金利0.1%、償還期間40年(据置10年)

【調達条件】主契約者は「日本タイプ」

【原産地ルール】契約総額の30%以上は日本原産

※ 対象分野や調達条件、原産地ルールの詳細は以下参照。
<http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance.co/about/ku57p000010b41s-att/rule.pdf>

参考: ドル建て借款、外貨返済型円借款

1. ドル建て借款

- < 制度概要 >
- JICAは既にドル建ての債券を発行しており、ドルでの調達が可能。
- 借款においてもドル建て融資を実施。
- 世銀、ADBなど他ドナーと比較しても競争力のある供与条件を設定。

2. 外貨返済型円借款

- < 制度概要 >
- 円借款の借入に伴い借入人が負う為替変動リスクを軽減するため、貸付完了済みの円借款債務を円建てから米ドル建てに転換できるオプションを借入人に付与するもの。
- < 実績 >
- 2014年3月 モンゴル 高等教育(75億円)
- 2014年4月 ナイジェリア ポリオ撲滅(83億円)
- 2014年6月 バラガアイ 東部輸出入廊(179億円)
- 2014年8月 エルサルバドル サンミゲル市道路(126億円)
- 2016年5月 エルサルバドル 災害復旧スタンド・バイ借款(50億円)
- ⇒ 2015年11月の「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップ策にて、中進国以上の国にも適用可能となった。

参考：ハイスpek借 款

- 「質の高いインフラ」輸出の推進に資すると認められる案件に対し、譲許性の高い円借 款を供与する。対象国は、全ての円借 款対象国(LDCうち貧困国を除く)。
- 基本的考 え方
相手国が質の高いインフラの導入を希望し、評価に価格だけでなく、ライフサイクル・コスト(LCC)評価等価格以外の要素を盛り込むこと等を通じて、このようなインフラの発注を推進する。
【質の高いインフラを見る視点(総合的に判断)】
①インフラの質の確保(LCC低減等の経済性、包摂性、安全性・災害に対する強靱性、持続可能性、利便性・快適性)
②環境・社会配慮ガイドライン等の質の高いスタンダードの適用
③現地の社会・経済への貢献(人材育成等)
④開発途上国・地域の開発・経済戦略と連結性戦略との整合性
⑤PPP等を通じた効果的な資金動員
- ハイスpek借 款の活用が想定される(「質の高いインフラ」を構成する)技術の例
ハイスpek借 款が適用可能な「質の高いインフラ」であると特に認められる技術の例は、公表されている(下記URL)。これらは定期的に更新をおこなう。なお、これらの技術の採用がハイスpek借 款の適用を保証するものではなく、具体的な案件毎に個別に検討する。他方で、ハイスpek借 款の適用対象となる「質の高いインフラ」であると認められる技術は公表例に限られない。
(外務省HP: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000260820.pdf>)

7

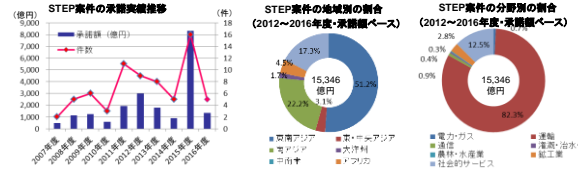
参考：STEP(本邦技術活用条件)

- 2016年度承諾案件の調達条件別の割合は、一般アンタイトが91%、タイトが9%。
- 2016年度は、ベトナム、フィリピン、ガーナ、コートジボワール、モロッコの5案件をSTEP条件で承諾、南アジア地域ではSTEPの承諾がなく、STEP比率は前年度(40%)から大きく低下(9%)。過去5年間のSTEP案件承諾に係る地域別、分野別の割合は以下のとおり。

表4：調達条件別の承諾推移(2012～2016年度)

| (億円) | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 |
|-------------|-------------|-----------|------------|------------|------------|
| | 承諾額・比率 | 承諾額・比率 | 承諾額・比率 | 承諾額・比率 | 承諾額・比率 |
| 一般アンタイト | 7,241 71% | 7,701 78% | 7,018 85% | 12,071 58% | 13,333 91% |
| 部分アンタイト(k3) | - | 460 5% | 307 4% | 359 2% | - |
| 二期間タイト | - | 104 1% | 908 11% | 8,315 40% | 1,341 9% |
| タイト | 2,999 29% | 1,552 16% | 908 11% | 8,315 40% | 1,341 9% |
| 合計 | 10,240 (*1) | 9,857 | 8,234 (*2) | 20,745 | 14,674 |

*1 2012年度はミンママー「社会経済開発支援債」を含み、*2 2014年度はDA融資を含み、*3 部分アンタイト ADB「長期セクター支援融資」(2012、2013、2015年度)、コアラシア「情報通信インフラ整備基金」(2015年度)、*4 タイ「電力・水・都市インフラ」(2015年度)、*5 「南アジア地域」(2013年度)は一般アンタイト、多分、二期間タイトの割合、2015年度は「南アジア地域」(2013年度)は、資金配分方針により別記調達条件がある。



8

STEPの案件実績(2015年度、2016年度)

| 年度 | 国名 | 案件名 | 承認日 | 金額 | 条件 |
|--------------|-----------|------------------------------------|----------|---------|---------|
| 2015 | モンゴル | 新ウランバートル国際空港建設事業(II) | 20150416 | 36,850 | STEP |
| 2015 | ウクライナ | ボドナク地下水和埋蔵地開発事業 | 20150601 | 106,193 | STEP |
| 2015 | イラク | カルバラ地下水和埋蔵地開発事業(II) | 20150622 | 34,417 | STEP |
| 2015 | フィリピン | セブ市都市圏主要道路整備事業(II) | 20150825 | 8,783 | STEP |
| 2015 | フィリピン | ダバオ市バイパス道路建設事業(南・中央区画) | 20150825 | 25,996 | STEP |
| 2015 | パプアニューギニア | ナザブ空港建設事業 | 20151014 | 26,542 | STEP |
| 2015 | キルギス | 国際幹線道路改修事業 | 20151028 | 11,915 | STEP |
| 2015 | ベトナム | アムライ日産自動車部品製造事業 | 20151118 | 26,512 | STEP |
| 2015 | フィリピン | 南北交通幹線道路(マロラ、ツァン) | 20151117 | 241,991 | STEP |
| 2015 | インドネシア | ジャカルタ都市高速鉄道建設事業(II) | 20151204 | 75,218 | STEP |
| 2015 | エジプト | ボルダ・エルダラ国際空港拡張事業 | 20140228 | 18,200 | STEP |
| 2015 | エジプト | ハルガサ太陽光発電事業 | 20140228 | 11,214 | STEP |
| 2015 | スリランカ | バンダラナヤク国際空港改修事業フェーズ2(II) | 20140324 | 45,428 | STEP |
| 2015 | インド | 貨物専用鉄道建設事業(フェーズ1)(第三期) | 20140331 | 103,664 | STEP |
| 2015 | ベトナム | ラックナム国際空港建設事業(港湾)(II) | 20140331 | 32,287 | STEP |
| 2015 | ベトナム | ラックナム国際空港建設事業(道路・橋梁)(II) | 20140331 | 22,880 | STEP |
| 2016年度実績(合計) | | | | | 401,400 |
| 2016 | ベトナム | ホーチミン市都市鉄道建設事業(ベトナムスティーブ(II)線)(II) | 20140528 | 90,175 | STEP |
| 2016 | フィリピン | フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業(フェーズII) | 20141028 | 16,455 | STEP |
| 2016 | ガーナ | 警察訓練センター建設事業 | 20141205 | 11,239 | STEP |
| 2016 | モロッコ | 海洋・漁業調査船建造事業 | 20170118 | 5,371 | STEP |
| 2016 | コートジボワール | アビジン港建設物・サービス建設事業 | 20170328 | 10,609 | STEP |
| 2016年度実績(合計) | | | | | 134,159 |

9

3. 海外投融資の活用

● 海外投融資の拡充

2016年度海外投融資承諾は、再開後最大規模。新規承諾件数は、対前年度比倍増。

海外投融資の出発承諾の推移(単位:億円)

| 年度 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015(注) | 2016 |
|------|------|------|------|---------|------|
| 承諾件数 | 1 | 1 | 2 | 3 | 6 |
| 承諾金額 | 38 | 0.8 | 21 | 153 | 184 |

(注)2015年度にADBに設立した信託基金への出資分を除く。

● アジア開発銀行(ADB)との連携

ADBに設立した信託基金(参考)を通じて、2016年度には以下2件を新規に支援。いずれも、本邦企業が出資等を通じて関与する事業。

- ▶インド向け太陽光・風力発電事業
- ▶インドネシア向け地熱発電事業



インドネシア向け地熱発電事業(出典:ADB)

【参考】アジア・インフラパートナーシップ信託基金

(LEAP: Leading Asia's Private Infrastructure Fund)

- ✓ アジア・大洋州地域における質の高いインフラ整備に対するPPP等を通じた支援を目的。
- ✓ 2015年度にADBに設立。JICAは海外投融資で最大15億ドルを出資。
- ✓ 関係信託基金からの出資を通じて、電力、水、都市インフラ、運輸、情報通信、保健分野における質の高い民間セクターのインフラ案件を支援予定。



10

3. 海外投融資の活用

海外投融資の制度拡充(2015年11月)

日本政府による「質の高いインフラパートナーシップ」フォローアップの公表(2015年11月)を受けて、従来の運用方針のうち、以下のとおり改訂

(1) 海外投融資の対象拡充

- 融資案件における「先導性」の要件を見直し、過去に融資案件の実績があったとしても、既存の民間金融機関による非譲許的な融資で対応できない場合には融資可能な旨、明確化。

(2) 民間金融機関との協調融資

- JICAの譲許的条件(金利、期間又は償還順位等)の面で融資が既存の民間金融機関が行う資金の貸付又は出資を質的に補充する場合、民間金融機関との協調融資を可能とする。
- ⇒ 国際金融機関・地場金融機関との協調融資に加えて、新たに、一定の条件を満たす場合には先進国の市中銀行等との協調融資も可能となった。

※本邦民間金融機関との協調融資の第一号案件として、2017年6月に、フィリピン「マニラ首都圏西地区上水道無収水対策事業」の融資契約調印

11

4. 民間連携スキーム

(1) PPP F/S <目的・概要>

PPPインフラ事業への参画を検討している民間企業より調査提案を公募し、事業計画策定を支援。円借 款や海外投融資を活用した事業実施が前提。

<金額上限>

- ①予備調査 3,000万円
- ②本格調査 1.5億円から予備調査契約額を控除した額

<公募・採択>

新たな制度での公募準備中。

(2) 民間技術普及促進事業

<目的・概要>

民間企業から提案を募り、民間企業が実施する開発途上国の政府関係者の招聘や現地でのセミナーや実証事業等を支援。日本企業が持つ優れた製品、技術、システム等への理解を促すと共に、開発への活用可能性検討を行う。

<金額上限>

原則2,000万円。

<公募・採択>

過去7回の公募で、合計88件を採択。

12

5. 質の高いインフラ投資の実現に向けた課題

- 安全対策
- 迅速化の更なる推進(WCSの活用を通じた事業の速やかな実施等)
- 本邦企業受注可能性の向上と相手国からの信頼獲得の両立
- コンサルティング機能の強化
- PPP等民間主導インフラ案件への支援強化

ODAインフラ事業の課題とその背景 <建設会社の視点>

大成建設株式会社 常務執行役員 国際支店副支店長 傳 暁



2. ビジネスとして成立するのか？

- 与信
 - 支払いの確実性
 - 適正な予算の確保
- その地域（国）における事業の継続性

3. プロジェクト遂行上のリスク

- 技術上のリスク
- カントリーリスク
- 契約上のリスク

4. 契約上のリスクと対策

- 契約の理解と解釈における差異
 - 支払い項目における争い
 - 追加工事の評価における争い
- ↓
- DABの設置やフェアな仲裁条項

5. 契約管理能力の向上

- 契約的知識のみならず、実践が必要。
（日本と異なり、専門のエンジニアや専門の法律家が居る分野）
- ↓
- 挙証責任を果たす
 - 入札根拠を示す

C. 今後のODA事業の課題

1. 新たな要求と課題

- インフラ輸出
- 質の高いインフラの実現
- コスト競争力
- ODAの限界や将来的な先細り

2. 解決策と選択肢

- 上流・下流側への参画
 - マネジメント業務
- } *新たな契約形態

* ECI, CM, Cost+Fee, PDP, WCS, PPP...

3. 補強すべきポイント

- 国内の土木事業の特徴
 - 契約範囲が狭い
 - 技術指向性が強い
 - 自社式の管理方法
- ↓
- 施工以外のマネジメントの蓄積

海外建設工事における紛争の回避と早期解決に向けて

Dispute Board (紛争委員会) の活用一

日本工営株式会社 国際契約統轄部 林 幸伸

1. 建設契約紛争の増加

建設契約は、不確実性の高い環境の中で長期間に亘り工事を行うことから、紛争が発生しやすいという特性を有している。係争額や解決に要する期間は、以下に示す報告 (ARCADIS 社、Global Construction Dispute Report 2016) にも見られるように近年増加の傾向にある。これは本邦 ODA 事業においても例外ではなく、本邦建設業界の海外展開を阻む要因となり得る。

平均係争額 (百万米ドル)

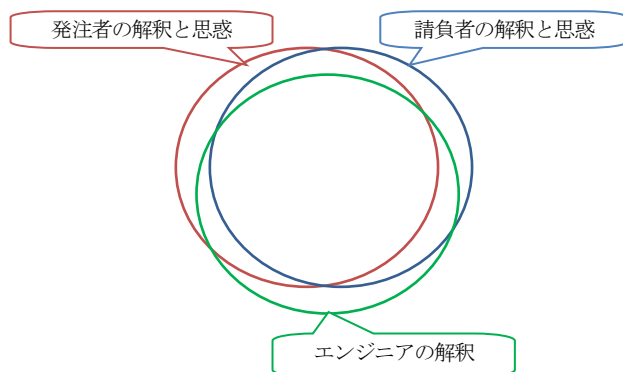
| 地域 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
|-----|------|-------|------|------|------|------|
| アジア | 64.5 | 53.1 | 39.7 | 41.9 | 85.6 | 67.0 |
| 北米 | 64.5 | 10.5 | 9.0 | 34.3 | 29.6 | 25.0 |
| 英国 | 7.5 | 10.2 | 27.0 | 27.9 | 27.0 | 25.0 |
| 欧州 | 33.3 | 35.1 | 25.0 | 27.5 | 38.3 | 25.0 |
| 中東 | 56.3 | 113.0 | 65.0 | 40.9 | 76.7 | 82.0 |
| 全地域 | 35.1 | 32.2 | 31.7 | 32.1 | 51.0 | 46.0 |

平均紛争解決期間 (月数)

| 地域 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
|-----|------|------|------|------|------|------|
| アジア | 11.4 | 12.4 | 14.3 | 14.0 | 12.0 | 19.5 |
| 北米 | 11.4 | 14.4 | 11.9 | 13.7 | 16.2 | 13.5 |
| 英国 | 6.8 | 8.7 | 12.9 | 7.9 | 10.0 | 10.7 |
| 欧州 | 10.0 | 11.7 | 6.0 | 6.5 | 18.0 | 18.5 |
| 中東 | 8.3 | 9.0 | 14.6 | 13.9 | 15.1 | 15.2 |
| 全地域 | 9.1 | 10.6 | 12.8 | 11.8 | 13.2 | 15.5 |

2. 紛争の発生原因

紛争は契約当事者 (発注者と請負者) の契約書に対する解釈や思惑のズレ (下図の外縁部分) に起因して発生する。また、本邦 ODA 事業で利用されている FIDIC (国際コンサルティングエンジニア連盟) の約款では、エンジニアが契約当事者からのクレームに対する評価・決定を行うため、エンジニアの契約解釈に対する不服も紛争発生の一因となる。



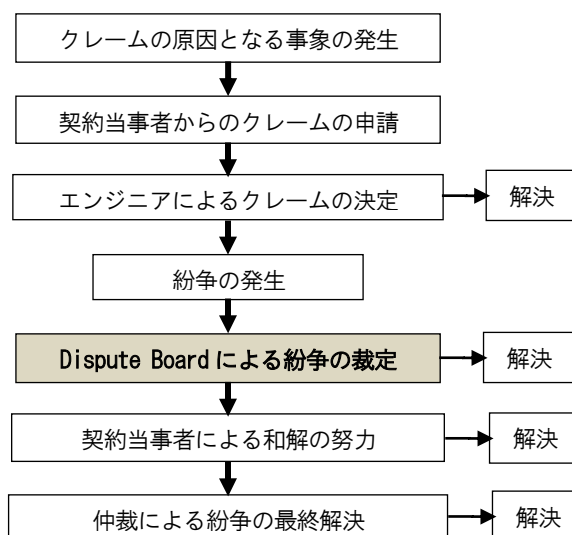
尚、同報告では紛争発生の原因をより具体的に以下の通りランク付けしている。

- 1) 適切な契約管理の欠如
- 2) 不完全で立証性の乏しいクレームの提起
- 3) 契約書の誤りや不備
- 4) 設計のための情報や要求事項の不完全 (設計・施工契約の場合)
- 5) 契約当事者 (下請を含む) の契約上の義務事項に対する理解不足と不履行

3. 紛争の解決

紛争は契約当事者間の和解により解決されることが最善であるが、紛争が当事者ならびにエンジニアの間で解決できない (前述のズレが解消できない) 場合に第三者の介入が必要となる。裁判以外の代替的紛争解決手法としては仲裁と調停が主流となっているが、FIDIC は多大な時間と費用を要する仲裁への移行前に現場レベルで紛争解決を図る手段として、1999 年改訂版より Dispute Board (DB) の裁定をプロセスの一部として導入した。FIDIC 約款 (レッド、ピンク、イエローブック) における一連のクレーム・紛争解決のプロセスを以下に示す。

FIDIC 約款におけるクレーム・紛争解決プロセス



4. Dispute Board の機能と特徴

1) DB 契約

DB のメンバーは発注者・請負者との間で三者間契約を結ぶ。DB の費用は発注者・請負者が折半で負担するため、DB には高い中立性が確保されている。

2) DB の類型

建設契約の締結後ただちに設置される「常設型 DB」と紛争の発生後に設置される「アドホック型 DB」の 2 種類

がある。それらの特徴は次表の通り要約される。

| | 常設型 DB | アドホック型 DB |
|------------------|-------------------|-----------------------|
| FIDIC 約款 | 工事契約 (レッド、ピンク) | 設計施工契約 (イエロー、シルバー) |
| 費用総計 | 高 | 低 |
| 紛争予防機能 | 有 | 無 |
| 紛争発生後裁定 までの期間 | 短 | 長 (要選定期間) |

3) 紛争の裁定

紛争の付託後、DB は契約当事者から提出される見解書の分析や聴聞会を経て 84 日以内に裁定を下す。仲裁では仲裁人の裁定取得まで 1 年以上を要することも多く、迅速且つ経済的なプロセスが DB の大きな利点となっている。

DB の裁定に不服がある場合、契約当事者は不服申し立てを行い、紛争の仲裁への付託を宣言できるが、仲裁により DB の裁定が覆されない限り、裁定は有効であり契約当事者を拘束する。米国内の事例では、DB に付託された紛争のうち仲裁に発展したのは 2% のみとの統計があり、DB による紛争過熱化の抑止力は高いものと考えられる。

4) 紛争の予防

常設型 DB では、ボードメンバーは 3~4 カ月の間隔で紛争発生の有無に関わらず現場を定期訪問（滞在 3 日程度）し、現場状況の把握に努める。現場訪問の間は、現場から送付される工事進捗報告書やクレームに関わる契約当事者間の交信文書に目を通し、常に最新状況を把握する。

DB は、現場訪問において紛争の火種を認識した場合に、紛争の発生や拡大を抑えるべく契約当事者に示唆することができ、また、契約当事者から意見を求められた場合には非公式な意見（裁定ではなく）を行う機会も有している。

即ち、契約当事者が自らの主張に対する DB の意見を打診することによって、それが不合理な主張と看做されれば、公式な紛争に発展する抑止力になる。この紛争予防機能こそが、他の紛争解決手法（訴訟、仲裁、調停、等）には備わっていない DB の特筆すべき長所である。

5. 本邦 ODA 事業と Dispute Board

JICA は円借款事業用に 4 種類の工事前標準入札書類を発行しているが、現時点で全ての契約書において DB（若しくはアジュディケーター）が導入されている。

| | JICA 標準入札書類 | 最新版発行年 | 一般契約 条件書 | DB 類型 |
|---|----------------|--------|-------------|-----------|
| 1 | 土木工事 | 2012 | FIDIC ピンク | 常設 |
| 2 | プラント工事 | 2013 | ENAA 約款 | 常設 |
| 3 | 小規模工事 | 2013 | 世銀標準 | アジュディケーター |
| 4 | 設計施工 (試行版) | 2015 | FIDIC イエロー | 常設 |

6. Dispute Board の普及状況

AJCE（日本コンサルティングエンジニア協会）は 2015 年に円借款事業における DB の普及調査を実施した。36 件のプロジェクトのうち契約上で DB が規定されている案件は 30 件であったが、実際に DB が設置されている案件は 4 件に留まっており、設置状況は必ずしも捗々しいものではないことが確認された。常設型 DB（14 件）については、設置すべき時期が過ぎているにもかかわらず設置が引き延ばされている状態にあると考えられる。

| No. | DB の設置状況 | 件数 | % |
|-----|-------------|----|------|
| 1 | 設置済み（常設型） | 4 | 13 % |
| 2 | 未設置（常設型） | 14 | 47 % |
| 3 | 未設置（アドホック型） | 12 | 40 % |

7. FIDIC 約款改訂版における Dispute Board

FIDIC では 3 種類の 1999 年版約款の改訂作業を進めており、2016 年 12 月にイエローブックのドラフト版が発表された。本改訂版では以下の通り DB の機能強化が図られている。

- 1) 従来のアドホック型 DB から常設型 DB に変更した。
- 2) 名称が Dispute Avoidance/Adjudication Board に変更され紛争予防機能を強調している。
- 3) 「Avoidance of Disputes」という条項が新たに設けられ、DB の紛争予防機能をより詳しく規定した。
- 4) 請負者からのクレーム通知期間は 28 日以内に限定されているが、請負者から合理的な延長要請がある場合に DB の判定により通知期間の延長が許容される可能性を持たせた。DB の契約プロセスへの関与が増した。

8. Dispute Board の普及促進に向けて

既述の通り、ODA 事業における DB の普及は未だ途上にあるが、今後の普及促進のためには事業関係者各々が以下に示す取り組みを行うことが必要である。

- 1) 発注者：特に開発途上国の発注者は DB 費用の負担回避のために DB 設置を忌避する傾向が見られる。DB のもたらす便益を正しく理解することが望まれる。
 - 2) 請負者：請負者の中にも DB 設置に消極的な向きがあり、発注者と請負者双方が否定的な状況では DB 設置は実現不可能に陥る。DB は自らのリスクを低減する仕組みと認識し、契約に準拠し DB を設置するイニシアティブが求められる。
 - 3) コンサルタント：工事契約書の作成においては、適切に DB 設置がなされるように留意する。DB は最終的には発注者と請負者の合意により設置されるため、エンジニアの影響力は限定的とならざるを得ないが、契約当事者を誘導する努力が求められる。
 - 4) 融資機関：発注者に対して最も影響力のある立場にあり、発注者への啓蒙をより強力に推し進めることが望まれる。
- (了)

質の高いインフラ投資の実現に向けた ODA 事業の改善方策

建設マネジメント委員会 ODA 活用小委員会
副小委員長 福本 勝司

1. 建設マネジメント委員会の海外展開に関する活動

2010 年 3 月 提言「インフラチームジャパンを世界へ!

～ Think Globally, Act Locally ～

2010 年 12 月 特別講演会「建設産業の国際展開へ向けて」

寺島実郎氏 ((財) 日本総合研究所 理事長)

尹萬根氏 (SAMSUNG C&T Corporation)

2011 年 8 月 国際展開推進プロジェクト小委員会報告書

現状の課題を整理し、過去の成功事例の調査を行ってインフラチームジャパンの
推進方策を提案

インドネシアでの有料道路プロジェクトについてケーススタディ実施

→新しい PPP の提案 (SPC が GC または CM/GC の形態で施設建設に参加)

2015 年 2 月 第 1 回建設産業グローバルビジョン講演会 (共催 ; 国際センター)

「世界のリーダーと語る建設産業のグローバル戦略」

～世界のコンサルタントに学ぶ～

第 2 回 ～建設産業の M&A に学ぶ (AECOM) ～

第 3 回 ～世界のコンセッション事業における土木技術者の多様な役割～

2. ODA 工事の問題点と ODA 活用小委員会の設置

- 無償 : 遠隔地で単発発注⇒参加者がいない⇒不調
価格が折り合わない⇒不落
- 本邦技術活用型 (STEP) : 工事リスクに対応できない⇒不調・不落
- 一般円借 : 他国との過度な価格競争 ⇒失注、日本の建設技術が生かされない
⇒日本の開発援助が計画通りのコストで、時間内に、品質を確保して整備できない

特別小委員会の設置 (平成 27 年 3 月)

建設マネジメント委員会でこれまでも海外展開のための活動を行ってきたが、

これまでの研究の蓄積を活用して具体的な方策を提案する

⇒現行の ODA 工事の問題点の抽出

⇒建設産業が ODA 事業を通じて国際貢献をさらに進める方向を確立

⇒ODA を活用して PPP によるインフラ輸出の可能性についても検討

3. ODA 活用小委員会中間報告書

- 提言骨子
 - ① 政府開発援助（ODA）事業は、我が国の技術移転、現地の人材育成を行いながら、国際貢献を果たし、我が国の国際的認知度を高めるための重要な事業
 - ② 長期的に質の高いインフラ事業の実現のためには、事業の上流段階に施工者の技術力、ノウハウを投入し、適切な現場管理を行うことが有効
 - ③ 海外のインフラ事業は、一般的にリスクが大きく、事前の十分な調査によるリスク低減努力が必要
- 建設産業の特性を理解したうえで方向性を示す
 - コンストラクション・マネージャーへの志向
 - 請負業は地域に根差した産業⇒地元精通した企業が施工
 - 日本企業は技術提供、Const. Management（安全、品質、コスト、工程）
 - 上流からの参画を目指す
 - 継続受注を可能にするスキーム⇒複数工事の事前資格審査等

2つの新しい事業方式（WCS, WRA）を提案

WRA : Wrap-up Regional Agreement

WCS : Wrap-up Construction Service

4. WCS 方式適用を目指しての活動状況

2015 年

- 7 月～9 月；海外建設協会・海外コンサルタント協会・国土交通省への説明
太田国土交通大臣への説明、外務省への説明
- 11 月；土木学会（建設マネジメント委員会）において説明会開催

2016 年

- 5 月；「包括的建設サービス方式導入に向けた調査」（JICA）の委託契約締結
 - 7 月 28 日-30 日；タイにおいて関係機関調査
 - 8 月 14 日-21 日；米国 CM/GC 調査
 - 9 月 19 日；CM/GC ワークショップ、CMGC セミナー開催
 - 9 月；ファイナルレポートを提出

10 月～11 月；インド高速鉄道国内関係者（国交省・JICA・JR TT・JR 東・JIC）への説明

2017 年

- 2 月 14 日；小委員会内に WCS 適用のための契約図書検討 WG の設置
- 6 月；「包括的建設サービス方式の円借款事業への導入に向けた関係者間のリスク分担の検討及び契約図書の提言」（JICA）の委託契約締結